

第4編 伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する規則

伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する規則

平成14年4月1日

規則第1号

改正 平成18年3月31日 規則第6号

平成22年6月30日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年伊那中央行政組合条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務復帰後における給与の取扱)

第2条 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第8条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（伊那中央行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第9号）第2条で準用する伊那市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成18年伊那市規則第30号）第29条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(部分休業の承認の特例)

第3条 条例第10条に規定する組合長が定める職員は、伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和38年伊那中央保健衛生施設組合条例第8号）第2条において準用する伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成18年伊那市規則第24号）第11条第1項の表の第11号の事由に該当する休暇（以下「育児時間」という。）の承認を受けている職員とする。

2 条例第10条に規定する組合長が定める時間は、2時間から前項に規定する職員が承認を受けている育児時間を減じた時間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第6号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成22年6月30日規則第5号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。